

# 中華人民共和国における特殊教育の発展について —インターネットから得た法律や制度、資料等の情報を中心に—

大崎博史

(重複障害教育研究部)

Keywords : 特殊教育、随伴就読

## 1 はじめに

近年、経済的な発展が目覚ましい中国では、この十数年の間に障害のある児童生徒にかかる様々な法律・制度等が整備されてきている。

中国障害者連合会のホームページ (<http://www.cdpf.org.cn>) 中の、「教育と養成」によれば、「中国の障害のある人の教育は、視覚障害、聴覚言語障害、知的障害、肢体に障害のある人に教育を実施している。これらは、学前教育(就学前の教育)、基礎教育(義務教育)、高等教育、職業技術教育、成人教育を含んでいる。」としている。

また、「20世紀、90年代、国家は一連の教育法規を制定して、障害者に対して教育を実施することを明確に規定している。ならびに障害者の教育は、国家の教育改革と発展の全体の計画になっている。障害者教育は、すでに我が国における教育事業の一つの重要な要素として組み込まれている。」と記載されている。

本研究では、インターネットから得られる中華人民共和国の特殊教育に関する法律や制度、資料等を自ら翻訳、活用し、中国における障害者の教育、特に障害のある児童生徒について、特殊教育の近年の発展について紹介することを目的とする。

## 2 中国教育改革与发展情况 <中国の教育改革と発展状況> (2004.1.6)<sup>1)</sup>

今年1月6日、中華人民共和国教育部(文部省にあたる)より「中国の教育改革と発展状況」という資料が発表された。

そこでは、「2002年末の段階で、中国の各級各種の学校は117万カ所あり、そのうち普通学校が67万カ所、成人学校が50万カ所あり、学校に在籍している学生は3億1千8百万人いて、教育規模では世界一である。」と述べている。

また、特殊教育については、「特殊教育に関して、中国政府は特殊教育の発展を重視している。2002年における全国の特殊教育学校は、すでに1,540カ所に達していて、在校生は37.45万人いる。通常学校に随班就読<sup>2)</sup>したり、特殊学級にいる障害のある児童生徒数は、特殊教育で学んでいる人

全体の68.29%いる。」と述べている。

中国では、特殊教育学校で学んでいる障害のある児童生徒よりも、通常学校で学んでいる児童生徒の方が多いことがこの資料からわかる。

## 3 二〇〇一年全国教育事业发展统计公报 <2001年全国教育事業発展統計公報> (2002.6.13)<sup>3)</sup>

2002年6月13日付で、教育部から「全国教育事業発展統計公報」というものが発表されている。その中の、学前教育(就学前の教育)と特殊教育で、中国の特殊教育の統計が報告されている。

ここでは、「2001年の段階では、全国に特殊教育学校が1,531カ所ある」ことが述べられている。

また、「学校に入学した障害のある児童は、5.60万人で、前年に比べて0.31万人増加している。そして、学校に在籍している障害のある児童は38.64万人で前年に比べて0.88万人増加している。そのうち、盲学校に在籍している学生は3.41万人、ろう学校に在籍している学生は10.28万人、知的障害の学校及び補聴学級<sup>4)</sup>に在籍している学生は24.9万人、通常学校で随伴就読している障害のある児童は、特殊教育の入学生全体の67.59%、在校生全体の69.86%いる。」と述べられている。

障害の種別では、知的障害の学校で学んでいる児童が最も多く、次にろう学校で学んでいる児童が多い。この資料からも、通常学校で随伴就読している障害のある児童が約7割いることがわかり、随伴就読が中国における障害のある児童生徒の主要な学びの場になっていることがわかる。

さらに、「障害のある児童の卒業した人数は4.63万人いて、これは前年に比べて0.29万人増加している。」とも述べている。

## 4 中华人民共和国宪法 <中华人民共和国憲法> (1982.12.4公布施行)

中国では、障害のある人の教育をどのように考えている

のか。憲法に記載されていることは以下の通りである。

この部分は、宮坂氏の編訳（1993）<sup>5)</sup>から抜粋する。

中華人民共和国憲法では、

第45条 中華人民共和国公民が老年・疾病或いは労働能力の喪失の状況下にあるときは、国家と社会から物質的援助を得る権利を有する。国家は公民がこれらの権利を享有するのに必要とする社会保険・社会救済と医療衛生事業を発展させる。

国家と社会は、視覚・聴覚・言語障害とその他の身体障害をもつ公民の労働・生活と教育を援助し処置する。

第46条 中華人民共和国公民は教育を受ける権利と義務を有する。国家は、青年・生徒・児童を品性・知力・体力等の面で全面的に発達するように育成する。

第47条 中華人民共和国公民は科学研究・文学芸術の創作とその他の文化活動を行う自由を有する。国家は教育・科学・技術・文学・芸術とその他の文化事業に従事する公民の人民に有益な創造的活動に対して、奨励と援助を与える。

憲法では、第45条を中心に、障害のある人の教育を援助することを唱っている。

## 5 中国における障害の定義

中国障害者連合会のホームページによれば、中国における障害の定義は以下のとおりである。

### ○視力（視覚）障害とは

- ・視力障害は、各種の原因によって両眼の視力障害及び視野狭窄になり、正常に仕事することや学習すること、またはその他の活動に影響することを指している。視力障害とは、盲と弱視の二つを含んでいる。具体的には、四級に分けられる：
  - ・両眼のうち、良い方の目の最良矯正視力が0.02以下または視野の半径が5度以下の者を盲1級、0.05以下または視野の半径が10度以下の者を盲2級、最良の矯正視力が0.05～0.1の者を弱視1級、最良の矯正視力が0.1～0.3の者を弱視2級とする。

### ○聴力（聴覚）障害とは

- ・聴力障害は、各種の原因によって両耳が同じ程度ではなく聴力を喪失し、聞こえない、または周りの環境音や言語が聞き取れないことを指している。聴力障害は四級に分けられる：
  - ・聴力の損失が90デシベルより上で言語の識別率が15%より下の者を聴力障害1級、聴力の喪失が71～90デシベル、言語の識別率が15～30%の者を聴力障害2級、聴力の損失が61～70デシベル、言語の識別率が31～60%の者を聴力障害3級、聴力の損失が51～60デシベル、言語の識別率が61%の者を聴力障害4級とする。

### ○言語障害とは

- ・言語障害は、各種の原因によってことばの障害になり、正常なことばでやりとりをする活動を続けることができないことを指している。言語障害は四級に分けられる：
  - ・言語能力が完全に喪失し、簡単な発音だけできる者を言語障害1級；一定の発音能力があり、語音の明瞭度が10%～30%、言語能力等級検査1級を合格するが、2級を合格できない者を言語障害2級；発音能力があり、語音の明瞭度が31%～50%、言語能力等級検査2級を合格するが、3級を合格できない者を言語障害3級；発音能力があり、語音の明瞭度が51%～70%、言語能力等級検査3級を合格するが4級を合格できない者を言語障害4級とする。

### ○知的障害とは

- ・知的障害とは、一般人の水準より明らかに知的能力が低く、活動の障害になっていることを指す。知的障害は、知能の発育期間に各種の原因によって知的能力が低下することと知能の成熟以後も各種の原因によって引き起こされる知能の損傷または老年期における知能の明らかな衰退を含める。知的障害は4級に分けられる：
  - ・知能指数が20より低い者は、知的障害1級（重度）；知能指数が20～34の者は知的障害2級（重度）；知能指数が35～49の者は知的障害3級（中度）；知能指数が50～69の者は知的障害4級（軽度）である。

### ○身体障害（肢体不自由）とは

- ・身体障害とは、肢体の欠如、奇形、麻ひによって、身体の運動能力が損失または運動能力障害をおこすことを指している。身体障害とは、脳性麻ひ、半身不随、肢体の欠如、脊髄の疾病及び損傷、小児麻ひの後遺症、肢体の切断、肢体の欠如、手足が短い、四肢の奇形、小人症、脊柱の奇形、骨関節と皮膚の疾病及び損傷、周囲の神経疾病と損傷等を含んでいる。〈中国障害者実用評定標準〉によれば、身体障害は三級に分かれる：日常の生活活動をするのが完全に不能、または基本的に不能な者は、身体障害1級（重度）；部分的に日常生活活動を満たすことができる者は、身体障害2級（中度）；日常生活活動を基本的に満たすことができる者は身体障害3級（軽度）とする。
- ・親指と人差し指（又は中指）を残し、他の三つの指を失った者、かかとを残し足の前半分を失った者、両下肢の長さが違い、その差が5cmより小さい者は、均一には身体障害の範囲には入らない。

### ○重複障害（多重障害）とは

- ・一般に二種類以上の障害があることを重複障害（多重障害）、または複合障害という。

この他に障害の中に、精神障害も含められている。

## 6 全国各種障害者の人数

中国障害者連合会のホームページによれば、1987年に国家は、全国障害者サンプリング調査を実施している。

調査結果に基づいて、障害のある人の人数を算出したところ、以下のようになっている。

全国の各障害者の総数	約 5, 164万人
視力障害	755万人
聴力言語障害	1, 770万人
知的障害	1, 017万人
肢体不自由	755万人
重複障害	673万人

となっている。1987年の段階では、聴力言語障害のある人が多いことがわかる。

また、JICA (2001)<sup>6)</sup>によれば、0歳～14歳の障害者数900万人中の障害種類別障害者数として、

視覚障害	20.0万人
聴覚言語障害	127.8万人
知的障害	593.0万人
肢体不自由	68.2万人
重複障害	88.8万人

となっている。ここでは、知的障害のある子どもが圧倒的に多いと言える。(いずれの資料の統計も精神障害についても記載されているが、本稿では記載しないこととする。)

## 7 中华人民共和国义务教育法

### ＜中華人民共和国義務教育法＞ (国家主席令第38号)<sup>7)</sup>

(公布1986年4月12日)

(施行1986年7月1日)

中華人民共和国義務教育法は、国家主席令として公布され、第6回全国人民代表大会第4次会議を通じて施行されている。この法律は、基礎教育の発展のため、憲法と実際の当時の状況によって制定されたものである。

障害のある児童生徒についての関連する条文は、

第9条 地方各級人民政府は盲、ろう(言語障害)と知的障害の児童、生徒のための特殊教育学校(特殊教育学級)を立ち上げることとしている。

特殊教育学校(学級)は地方各級人民政府の管理のもと、國家が規定した基本要求に照らして実施するとしている。

第17条 国務院教育主管部門は本法に基づいて実施細則を制定し、国務院に応えて批准後施行する。

等の義務教育発展について制定された法律である。

## 8 中华人民共和国义务教育实施细则

### ＜中華人民共和国義務教育法実施細則＞<sup>8)</sup>

中華人民共和国義務教育法(以下義務教育法という)の第17条の規程により、この細則を制定するとしている。そのうち、障害のある児童生徒について関係する条文は、以下のとおりである。

#### 第1章 総則

第2条 盲、ろう(言語障害)、知的障害のある児童と生徒は、義務教育の入学年齢と在校年齢の幅を寛大にすることが可能である。

第6条 地方人民政府が設置または設置を批准するのは、……盲児学校、ろう(言語障害)学校、知的障害児の輔助学校(学級)……である。

#### 第3章 就学

第12条 入学適齢児童の、生徒の就学免除、就学猶予が、父母またはその他の保護者によって申請されると、県级以上の教育主管部門または郷(日本でいう町くらいに相当)級人民政府は批准をする。身体原因の就学免除、就学猶予は、県级以上の教育主管部門の指定した医療機関での証明が必要である。

第18条 義務教育法第10条第2款の規定により助学金を受ける貧困学生とは、……特殊教育学校で家庭の経済が困難な学生……である。助学金制度の具体的方法については、省級人民政府の規定による。

#### 第5章 実施保障

第32条 盲・ろう・知的障害学校の教師の資格は、省級人民政府において実際の状況に応じて組織、養成する。その他に、義務教育の実施にあたって、授業のこと、管理と監督、罰則等の細則がここでは記載されている。

## 9 关于发展特殊教育的若干意见

### ＜特殊教育発展についての若干の意見＞ (1989.5.4)<sup>9)</sup>

国务院の事務庁国家教育委員会等の部門から、各省、自治区、直轄市人民政府、国务院各部、委員会、各直属機関に通知されたものである。

ここでは、障害のある児童生徒の教育を普及し、義務教育の軌道に乗せること、各級の教育部門が障害のある児童生徒の教育を各地で実施し、統一の規格で、統一のリーダーのもと、統一の部署において、統一された検査で実施するように述べられている。

## 10 中华人民共和国残疾人保障法

### ＜中華人民共和国障害者保障法＞<sup>10)</sup>

(施行1991年5月15日)

中華人民共和国残疾人保障法は、1990年12月28日の第7回全国人民代表大会常務委員会第17次会議経て、1991年の5月15日から施行されている。

この法律では、障害者のリハビリ、教育、労働就業、文化生活、福祉、環境、法律责任等が記載されている。

教育に関することについては、

### 第3章 教育

#### 第18条 [職責]

国家は、障害者が教育を受ける権利を保障する。

国家、社会、学校と家庭は、障害のある児童、生徒に対して義務教育を実施する。

国家は、義務教育を受ける障害のある学生の学費を免除し、実際の状況に応じて、雑費を減免する。国家は、助成金を設立し、貧困で障害のある学生の就学を支援する。

#### 第19条 [特性による教授]

障害者の教育は、障害者的心身の特性とニーズによって以下の要求に基づいて実施する。

(1) 思想教育、文化教育を進めると同時に、心身の補償と職業技術教育を強化する。

(2) 障害の種類と受容能力によって、普通教育方式または特殊教育方式をとることができる。

(3) 特殊教育のカリキュラム設置、教材、教授方法、入學と在学する年齢には適度に弾力性を持たせることも可能である。

#### 第22条 [普通教育方式]

普通教育機関は、普通教育を受ける能力のある障害者に教育を実施する。

#### 第23条 [特殊教育方式]

障害のある幼児の教育機関、障害のない幼児の教育機関に付設の障害のある児童のクラス、特殊教育学校の就学前の学級、障害のある児童の福祉機関、障害のある児童のいる家庭は、障害のある児童に就学前の教育を実施する。

初級中等以下の特殊教育学校と通常学校に付設されている特殊教育学級は、通常教育を受けることのできない障害のある児童、少年に対して義務教育を実施する。

高級中等以上の特殊教育学校、通常学校に付設する特殊教育学級と障害者職業技術教育機関は、障害者の条件に合わせて高級中等以上の文化教育、職業技術教育を実施する。

#### 第25条 [教師の資格]

国家は、各級各種の特殊教育師範大学、専攻学科、一般師範大学に付設する特殊教育クラス（部）において、特殊教育の教員資格を養成することを振興する計画がある。一般の師範大学は、特殊教育のカリキュラムまたは関係する内容に関する授業を開設し、一般の教師も必要な特殊教育の知識を把握してもらう。

等々のことがこの法律の教育分野についての部分では述べられている。

## 11 **关于开展残疾儿童少年随伴就读工作试行办法 <障害のある児童、少年の随伴就読の展開についての試行方法>**

（公布実施日1994年7月21日）<sup>11)</sup>

随伴就読については、以下のような法律がある。

### 一、総 則

1 <中華人民共和国義務教育法>と<中華人民共和国障害者保障法>を執行し、深く貫徹させ、障害のある児童少年の随伴就読の活動を展開することは、我が国の障害のある児童、生徒の義務教育の一つの主要な学習形式の発展と普及であり、我が国の国情である障害のある児童生徒の義務教育の新しいニーズに合わせて建立することもある。実践証明、これは障害のある児童生徒の義務教育を行う有効な道でもある。

2 障害のある児童生徒の随伴就読は、障害のある児童生徒が身近に入学でき、障害のある児童生徒の入学率を高め、障害のある児童と一般の児童の相互理解、相互援助、特殊教育と通常教育の機会の結合を有利にし、ともに高めることにつながる。

3 各級行政部門は、障害のある児童生徒の随伴就読の活動を重視し、積極的に展開することは必須であり、それをなすことは一歩一歩進歩することにもつながる。

### 二、対 象

4 障害のある児童生徒の随伴就読の対象は、主は視力（盲と弱視を含む）、聴力言語（ろうと難聴）、知的能力（軽度、条件が整っている学校は中度も含む）等に類別した障害のある児童生徒である。

5 障害のある児童生徒の随班就読を受け入れるにあたって、一般にその障害類別と程度の進行具合を検査、鑑定する。

視力、聴力言語障害のある児童生徒は、医療部門、障害のある児童のリハビリ部門または地域の盲・ろう学校の専門的技術員によって検査鑑定をすすめる。

知的障害（特に軽度）の児童生徒は、必ず慎重に確認する。一般に、保護者もしくは学生が所属しているクラスの教師が、名簿を提出し、地域で組織された医療、教育部門の人員が参加する検査チームが、保護者とクラスの教員が参加した上で、厳格な検査をすすめる。（主要な内容は、子どもの病歴の理解、家族の歩み及び日常活動表現、並びに医学検査、知能検査と教育、行動検査、その後に総合的な分析をすすめる。）等が記載されている。

### 三、入 学

7 障害のある児童生徒の随伴就読は、近くの場所に入学すべきである。

- 8 障害のある児童生徒の随伴就読の入学年齢は一般の児童と同じである。特殊な状況によっては幅があつても良い。
- 9 通常学校における随伴就読の障害のある児童生徒は、クラス毎に1人～2人が適当で、最大でも3人を超えてはならない。
- 11 通常学校は法に基づいて本校服務の範囲内で障害のある児童生徒の学校での学習を満たし、拒絶してはいけない。この他、授業にあたっての要望、教師の資格、保護者の活動、教育管理の項目等があげられている。

## 12 残疾人教育条例 <障害者教育条例>

(公布施行1994年8月)<sup>12)</sup>

この条例は、障害のある人の教育的権利を保障し、障害のある人の教育事業を発展させるため、<中華人民共和国残疾人保障法>と国家の関連する教育の法律によって本条例を制定するとし、1994年8月に国務院を経て公布、施行されている。

主な内容は、学前（就学前）教育、義務教育、職業教育、通常高級中学以上の教育及び成人教育、教師、物質条件の保障、奨励と处罚についてである。

## 13 中华人民共和国教育法 <中華人民共和国教育法>（国家主席令第45号）<sup>13)</sup>

(公布1995年3月18日)

(施行1995年9月1日)

中華人民共和国教育法は、国家主席令として公布され、第8回全国人民代表大会第3次会議を通じて施行されている。この法律では、教育基本制度や学校、他の教育機関、教師とその他教育の仕事に携わる人、教育を受ける人、教育と社会、教育投資と教育条件の保障、教育と対外交流と協力、法律責任等が規定されている。

障害のある児童生徒もこの規定によって教育が実施されている。具体的には、以下のようなことである。

### 第2章 教育基本制度

第17条 国家は、学前（就学前）教育、初等教育、中等教育、高等教育の学校教育制度を実施する。

第18条 国家は、9年制の義務教育制度を実施する。等が述べられている。

## 14 特殊教育学校暫行規程

<特殊教育学校暫行規程>

(中華人民共和国教育部令第1号)<sup>14)</sup>

(発布施行1998.12.1)

中華人民共和国教育部令第1号<特殊教育学校暫行規程>は、1998年12月1日部長事務会議を経て発布し、その日から施行されるとしている。

この教育部令は、特殊教育学校に関する事項について、暫時施行する規程である。内容は、以下のようになっている。

### 第1章 総 則

### 第2章 入学と学籍の管理

### 第3章 教育教授の仕事

### 第4章 校長、教師とその他の人員

### 第5章 機関と日常の管理

### 第6章 衛生保険及び安全の仕事

### 第7章 校庭、校舎、設備及び経費

### 第8章 学校社会と家庭

### 第9章 付 則

具体的には、次のとおりである。

### 第1章 総則

第1条 特殊教育学校の内部の規範化管理を強化し、教育方針を全面的に貫徹し、教育の質や量を全面的に高めるために、国家の関連する法律に依拠して本規程を制定する。

第2条 本規程の指している特殊教育学校とは、政府、企業事業組織、社会団体、その他の社会組織および公民によって、法にあげられているところの障害のある児童、生徒に専門に教育を実施している義務教育の機関である。

第3条 特殊教育学校の学制は、一般に9年間一貫性になっている。

第4条 特殊教育学校は国家の教育方針を貫徹し、学生の心身の特徴とニーズによって教育を実施し、社会生活に平等に参加し、継続した教育を受けられるようにし、社会主義事業の建設者と人間尊重の基礎をなす。

としている。

第7条 特殊教育諸学校は、校長の責任で実行し、校長は学校の授業とその他の行政の仕事に責任を負う。

第8条 「分級管理（等級をつけた管理）、分工負責（仕事を分担して各自責任を負う）」の原則に照らして、特殊教育学校は当地の人民政府の指導のもと教育を実施する。特殊教育学校は、教育行政部門または上級主管部門の検査・監督・指導を受け、反映状況を報告する。学年末に学校は主管教育行政部門に仕事の報告をし、重大な問題については隨時報告することとする。

### 第2章 入学と学籍の管理

### 第9条 ……学校は秋季から始業する。

学校は入学する障害のある児童、生徒の障害を類別し、障害の原因や程度と心身の発達状況などに必要な了解と検査評価を行う。

第14条 ……通常学校の随伴就読の学生は、十分な検査を経て、本人とその父母またはその他の保護者の同意を得た後、主管教育行政部に転校を申請する。

第17条 特殊教育の学籍管理の方法は、省級教育行政部門の制定による。

### 第3章 教育教授の仕事

第18条 特殊教育学校の主要な任務は、教育教授の仕事である。その他、各項の仕事は教育教授の仕事の展開に有利にすべきである。

学校の教育教授の仕事は、全員の学生に対して因材施教（対象に応じて異なった方法で教育を施す）を堅持し、教育教授の方法を改善したり、各種身体機能を十分に發揮させたり、学生の全体的な発展を促進することである。

第23条 特殊教育学校は、学生の肯定的な教育を堅持し、学生の自信、自尊心を保護し、苦労や粗暴、圧迫をせず、体罰と体罰にかわることをしてはいけない。

第26条 特殊教育学校は、体育と芸術の仕事を重視するべきである。

第27条 特殊教育学校は、特別に労働教育、労働技術教育と職業教育を重視する必要がある。

第28条 特殊教育学校は、学生の心身のリハビリを教育教授の重要な内容とし、学生の障害の種類と程度によって、リハビリ訓練を進める方向でいく。訓練の質や量を高め、学生に正確にリハビリ設備と器具の運用を指導する必要がある。

第29条 特殊教育諸学校は、学生の心身の健康教育を重視し、学生の良好な心理と衛生習慣を培い、学生が自分自身の残存の能力の保護と合理的な使用を高めるようにする。適時、適度に思春期教育を進める。

第31条 学校は、学生の徳、知、体と心身のリハビリ等について学年ごとに1～2回の評価を進める。卒業時には、修了にあたっての評価をすすめ、在籍生の保存書類に評価報告する。

視力と聴力言語障害のある学生の、1～6年生の学期末試験の科目は、国語、数学の二つの科目と、その他の学科の試験を通して、成績を確定する。

7～9年生の学生は、国語、数学、労働技術あるいは職業技能の三つの科目とその他の学科の試験を通して成績を評定する。学期末試験は、学校によって命題や試験方法は多様で、問題の難易の程度と数量は適宜合わせて行う必要がある。

知的障害のある学生は、日常の検査を通して成績、検査項目、方法を学校によって確定する。

### 第4章 校長、教師、その他の人員

第34条 特殊教育学校は、校長、副校長、教師とその他の人員によって編成される。

### 第5章 機関と日常管理

第47条 寄宿舎制の特殊教育学校は、24時間の監督制度を実行する。

### 第7章 校庭、校舎、設備及び経費

第53条 ……校庭・校舎建設は、国家の配布したく特殊教育学校建設標準>によって執行する。

第57条 特殊教育学校は、義務教育段階の学生は学費を免除する。家庭生活が困難な学生については、雑費も減額する。

各級政府は助成金をつくり、経済困難な学生の就学について援助する。

### 第8章 学校、社会と家庭

第60条 特殊教育学校は、地域（社区）の村民委員会及び付近の普通学校、機関、団体、部隊と組織的に連携をつくり事業を企画し、社会各界に学校の活動への支持を取り付け、人を育む環境を良くしていく。

このように、特殊教育学校全般について、詳しくこの規程で規定をしている。

## 15 中国の随班就読における基本概況

中国の随班就読の基本概況（中国特殊需要在線のホームページ）によれば、「統計に基づく、我が国の通常学校に随伴就読（特殊教育学級を含む）している在籍児童は、55.4万人、総数の84.7%を占める。また、特殊学校に就読している児童は、わずか10何万人で、15.28%だけである。（1995年の国家教育委員会の統計資料による）そのうえ、近年、障害のある児童の入学率が高まり、障害のある児童は通常学校にたくさん就学してくるようになっている。特殊学校の発展段階として、全体の1%～2%の学生しか特殊教育を受けられなかつたのが、随班就読以後、全体の10%の学生が特殊教育を受けられている。1996年では、全国の通常学校に付設されている三つの障害の児童（すなわち視覚障害のある児童、聴覚障害のある児童、知的障害のある児童）の特殊教育学級と随伴就読の数は、5,090カ所に達していて、在籍生は211,181名いる。ここ数年、障害のある児童が通常学級で随伴就読する活動は順調に進展している。たくさんの障害のある児童がまさに通常学級で学んでいる。北京、天津、上海、黒竜江省、吉林省など、3つの障害のある児童の入学率は、すでに90%以上に達していて、その他の省でも障害のある児童生徒義務教育は同じではないが発展している。21世紀に入った後も永久に、随伴就読は、我が国の特殊教育の主要な形式となっていく。我が国では、通常教育と特殊教育が互いに一つに結合する時もまもなく来て、まさに、国際的に唱えられている「一体化教育」「万人のための教育」と調和教育時代に適合していて、充分に我が国の教育事業が盛んに発展することを体現している。」と述べている。

## 16 中国の特殊教育の発展について

今回は、インターネットを通じて知り得た、中華人民共和国における特殊教育の法律や制度、資料等の翻訳を通し

て、90年代から急速に整備されつつある中国の障害のある児童生徒の特殊教育について紹介してきた。

経済の発展が目覚ましい中国であるが、経済の発展とともに今まであまり取り組まれて来なかつた障害のある児童生徒の教育の充実が徐々に図られてきているように思う。特に、「随伴就読」の普及は著しく、約7割の障害のある児童生徒がこの方式で学んでいることも資料からわかった。

この「随伴就読」を考えたとき、ある話を思い出す。それは、中国で目覚ましく普及している携帯電話（手机）の話とどこか似ていることである。中国では、有線電話の各家庭への普及を待たずして、各個人に携帯電話の普及がなされた。これは、ある技術の段階を踏まずして、新しいものを取り入れるということにつながっている。中国の特殊教育学校は、徐々に充実されてきてはいるが、都市部以外ではまだまだ充実しているとは言えないというのが、今回、これらの資料を翻訳して得た知見である。しかし、世界的にノーマライゼーションが呼ばれている中、例え、特殊教育学校が近く設立されていなくても、「随伴就読」という形ならば、障害のある児童生徒が近くの学校で学べるといえる。特殊教育学校の設立されていない地域をはじめとした、普通学校の中で教育を受けることしかできない地域には、この方式は大変便利で、障害のある子どもにとっても良い方式であると言えるし、世界的な流れにも合致しているかもしれない。これらのことから、携帯電話の普及の話を重ねて思い出した。

しかし、「随伴就読」は、今のままだとある程度制限があるように思える。それは、規定にもあるように、通常学級で学べない子どもについてはこの方式を利用できないことである。いわゆる障害の程度が重く、子どもの居住地の近くに特殊教育学校がない子ども達の教育についてである。今後、「随伴就読」が、そのような子ども達に対して、どう学びの場として機能していくのか、それとも機能しないのかは気になるところである。

「随伴就読の基本概況」の中で、「北京、天津、上海、黒竜江省、吉林省など、3つの障害のある児童の入学率は、すでに90%以上に達していて、その他の省でも障害のある児童生徒義務教育は同じではないが発展している。」という文があった。「随伴就読」だけではなく、中国全体の教育が大都市では比較的充実が図られているが、地方都市や農村では、教育の充実が図られていないことが多い。中国政府も「中国残疾人事业”十五”计划纲要」<sup>15)</sup> や「教育部基础司2004年度工作要点」<sup>16)</sup> 等で課題点をあげている。今後は、地方都市や農村における障害のある子どもにとっての教育の充実がどうなっていくのかも調べてみたい。

さらに、法律等で規定された施設設備面や、教育課程、教育方法についても、今後どのように中国が発展していくのが楽しみである。

今後の、中国の特殊教育の発展におおいに期待しつつ、世界中の障害のある子ども達が、さらに充実した教育を受けられることを心から願っている。

## 引用文献

- 1) 中国教育改革与发展情况:中华人民共和国教育部HP, <http://www.more.edu.cn>
- 2) 「随伴就读」とは、英語で言うと LRC (Learning in Regular Class) のこと。
- 3) 二〇〇一年全国教育事业发展统计公报:中华人民共和国教育部HP, <http://www.more.edu.cn>
- 4) 「補讀学級」とは、英語で言うと Special class for mentally retarded children のこと。
- 5) 宮坂 宏 (1993)「現代中国法令集」専修大学出版局. 51
- 6) JICA (2001)「中国障害者情報」
- 7) 中华人民共和国义务教育法：中国特殊需要在线 HP, <http://www.specialneeds.org.cn>
- 8) 中华人民共和国义务教育实施细则：中华人民共和国教育部HP, <http://www.more.edu.cn>
- 9) 关于发展特殊教育的若干意见
- 10) 中华人民共和国残疾人保障法：中国特殊需要在线HP, <http://www.specialneeds.org.cn>
- 11) 关于开展残疾儿童少年随伴就读工作试行办法：中国特殊教育网, <http://www.spe-edu.net>
- 12) 残疾人教育条例：中华人民共和国教育部HP, <http://www.more.edu.cn>
- 13) 中华人民共和国教育法：中华人民共和国教育部HP, <http://www.more.edu.cn>
- 14) 特殊教育学校暂行规程：中国特殊需要在线 HP, <http://www.specialneeds.org.cn>
- 15) 中国残疾人事业”十五”计划纲要：中国特殊需要在线 HP, <http://www.specialneeds.org.cn>  
中国特殊教育网, <http://www.spe-edu.net>
- 16) 教育部基础司2004年度工作要点：中华人民共和国教育部HP, <http://www.more.edu.cn>

## 参考文献

- 1) Ms. Yang Xijie 2002  
Rewrite the Lives of Children with Hearing Impairment : A Case Study of an LRC teacher  
The Twenty-second Asian and Pacific International Seminar on Special Education
- 2) 国際協力事業団企画・評価部 (2002) 国別関連情報  
中華人民共和国
- 3) 小松 教之 (1991) 中国における特殊教育の現状と特殊教育教員の養成について, 発達障害研究, 第12巻, 第4号, p.300-305.

